

健全化判断比率・資金不足比率をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、毎年度の決算を健全化判断比率として4つの指標（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債比率」「将来負担比率」）と「資金不足比率」を算定し、公表することになりました。

この指標によって、地方公共団体の財政状況が判断でき、財政破たんを未然に防止し、早期に健全化に向けた対策を講じることが可能になります。

基準は、「早期健全化基準」と「財政再生基準」の2つの段階に分かれています。比率が「早期健全化基準」を超えると、財政健全化計画の策定を行い、自主的な改善努力をしなければなりません。

なお、本町の平成23年度の決算から、比率を算定し「早期健全化基準」と比較すると、町の財政は健全な状態ということが分かります。

① 実質赤字比率

一般会計などの赤字の程度を指標化した比率をいいます。高森町は実質黒字です。

② 連結実質赤字比率

全会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化した比率をいいます。高森町は全会計黒字です。

③ 実質公債費比率

一般会計などが負担する元利償還金・準元利償還金（借金の返済額等）を指標化した比率をいいます。高森町は、平成23年度は13.1%です。

④ 将来負担比率

一般会計などの地方債（借入金）の償還額や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化した比率をいいます。高森町は－となっており、健全な状態です。

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。20%が公営企業ごとの経営健全化基準となっています。高森町は簡易水道事業特別会計の資金の不足額はありません。

(単位：%)

実質赤字比率 ①	連結実質赤字比率 ②	実質公債費比率 ③	将来負担比率 ④
－ (15.00) [20.00]	－ (20.00) [35.00]	13.1 (25.0) [35.0]	－ (350.0) [－]

※①、②、④は黒字のため [－] 表示しています。

() 内は早期健全化基準比率、[] 内は財政再生基準比率です。

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率 ⑤
簡易水道事業特別会計	－ (10.0) [20.0]

※⑤は黒字のため [－] 表示しています。

() 内は企業債許可制移行基準比率、[] 内は経営健全化基準比率です。